

要注意！

一般事業主行動計画の策定はお済みですか？

4月1日より、**101～300人**の労働者を雇用する事業主についても、次世代育成支援対策推進法による「**一般事業主行動計画**」の**策定・届出等が義務化**されました。義務違反とならないよう、策定・届出がお済みでない場合は、早急に行うようにしましょう。



◇次世代育成支援対策推進法とは？◇

少子化の進行を止めるために、政府が平成15年7月に交付した法律です。この法律では、次の世代を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整えるためには、国や地方公共団体だけではなく、企業の協力も必要だということで、企業にも一定の義務を課しています。

そのひとつが、「一般事業主行動計画」の策定と周知の義務です。

◇一般事業主行動計画とは？◇

従業員が仕事と家庭を両立させ、ワークライフバランスの取れた働き方ができる職場環境を作るために立てる計画のことです。具体例としては、「育児休業の取得率〇%以上」「残業時間年間〇時間以内」などの項目が挙げられます。

企業の環境が、「育児休業を言い出せる雰囲気ではない」「夫は残業ばかりで子育てどころではない」という状態ですと、従業員や家族の不安が出産を思いとどまらせることにもつながります。

そこで政府は、企業に対し、従業員のワークライフバランスを考えた「行動計画」を策定し、従業員に周知することを義務化しているのです。

一般事業主行動計画の策定につきましては、社会保険労務士はプロですので、是非、お気軽にご相談下さい。

机上の空論にならない、御社に合った取り組みの項目をご提案させていただきます。

(100人以下の企業は、現在はまだ義務化されていませんが、早めに行動計画を策定することをお薦めします)

◇認定制度もあります◇

平成19年4月から、一般事業主行動計画の認定制度が実施されています。認定を受けるためには、行動計画の計画期間(2年以上5年以下)が終了した後、所定の認定要件(策定した計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと等)を満たす必要があります。

認定を受けた企業の事業主は、右の表示マーク(愛称:「くるみん」)を広告、商品、求人広告等に使うことができ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。これにより、企業のイメージアップと優秀な人材の確保等が期待できます。



お仕事 カレンダー

6/10 ● 一括有期事業開始届の提出
(建設業)

主な対象事業:概算保険料 160万円未満で
かつ請負金額が1億9000万円未満の工

● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収
税の納付

6/30 ● 5月分の健康保険料、厚生年金保険料の
納付

6/30 ● 児童手当現況届の提出

● 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1
期>

● 4月決算法人の確定申告・10月決算法人の
中間申告

● 7月・10月・翌年1月決算法人の消費税の中
間申告